

中央区マスコットキャラクター「中ウォークン」に関する取扱要領

令和 5 年 7 月 13 日 中央区長決裁

令和 6 年 12 月 9 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、中央区のマスコットキャラクター「中ウォークン」の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な利用を図るとともに、中央区への愛着が深まり、市民や企業等との協働によるまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 名称 中央区のマスコットキャラクターの名称は、「中ウォークン」という。
- (2) 表記 「中ウォークン」の表記は、「中」は漢字、「ウォーク」は片仮名、「ん」はひらがなで表記する。
- (3) 意匠 「中ウォークン」の意匠は、別図 1・別図 2 に定めるデザイン・色のほか、中央区が作成・保管するデザインをいう。
- (4) 着ぐるみ 「中ウォークン」の着ぐるみは、別図 3 に掲げる着ぐるみとする。

(権利)

第 3 条 「中ウォークン」に関する一切の権利は中央区に属し、「中ウォークン」を使用する者が自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(使用申請)

第4条 「中ウォークン」の意匠及び着ぐるみの使用に関する手続きについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「中ウォークン」の意匠を使用しようとする者（以下、「使用者」という。）のうち、営業上の販売・宣伝活動等、営利目的で使用する者は、あらかじめ「意匠使用承認申請書」（様式1）を中央区長に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 「中ウォークン」の意匠を使用する場合、その色及びポーズは、原則として定められたもの（別図1・別図2）を使用することとする。
ただし、「中ウォークン」のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認めることとし、その場合、営利、非営利を問わず、使用者は「意匠使用承認申請書」（様式1）に変更箇所を明示して、中央区長の承諾を得たうえで使用できるものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、「中ウォークン」の意匠について、縦横比を維持したまま大きさを変更する場合については、申請を要しない。
- (4) 非営利目的で、名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの参加賞等に「中ウォークン」の意匠を使用する場合は、申請を要しない。ただし、「中ウォークン」の色またはポーズについて、定められたもの（別図1・別図2）に変更を加えて使用する場合は、この限りではない。
- (5) 「中ウォークン」の着ぐるみを借受しようとする者（以下、「借受者」という。）は、あらかじめ「着ぐるみ使用承認申請書」（様式2）を中央区長に提出し、承認を得なければならない。
- (6) 中央区職員が業務で「中ウォークン」の意匠または着ぐるみを使用する場合は、第1号、第2号、または第5号の申請を要しない。

(使用の承認)

第5条 中央区長は、前条第1号、第2号または第5号の規定による申請に対し、「中ウォークン」の意匠または着ぐるみの使用を承認するときは、「承認通知書」（様式3）により、使用者または借受者に通知するものと

する。

（使用の不承認）

第6条 中央区長は次の各号に該当するときは、使用申請を承認しないものとする。

- (1) 中央区が特定の個人・法人・政治活動・宗教活動を支援・公認しているような誤解を与える場合、または与えるおそれがあるとき。
 - (2) 「中ウォークン」の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるようなとき。
 - (3) 法令や公序良俗に反する、または反するおそれがあるようなとき。
 - (4) 使用申請内容に虚偽の記載があると認められるとき。
 - (5) 特定の個人若しくは団体の売名に利用するおそれのあるとき。
 - (6) その他、中央区長が不適當と認められるとき。
- 2 中央区長は、前項各号の規定により使用申請を承認しないときは、「不承認通知書」（様式4）により、使用者または借受者に通知するものとする。
- 3 中央区長は各種使用申請を承認した後でも、第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは承認を取り消し、ただちに使用を中止させることができる。

（使用料）

第7条 「中ウォークン」の意匠及び着ぐるみは、営利、非営利に関わらず、無料で使用できるものとする。

（使用に係る注意事項）

第8条 使用者または借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 意匠の使用に際し「中央区マスコットキャラクター「中ウォーク

ん」」と表示するなど、中央区のキャラクターであることを明記すること。ただし、中央区の使用が明らかな場合及び中央区長が当該表示を不要と判断した場合は、この限りでない。

- (4) 「中ウォークン」の意匠または着ぐるみの使用にあたって、自己や第三者へ損害を与えた場合は、使用者または借受者が自己の責任において解決するものとし、中央区はその責を負わないものとする。
- (5) 使用者または借受者は、「中ウォークン」の意匠または着ぐるみの使用に際し、故意または過失により中央区に損害を与えた場合は、中央区が指定した方法により賠償しなければならない。
- (6) 借受者は、「中ウォークン」の着ぐるみの使用に際し、別に定めるきぐるみ取扱説明書を遵守し、常に良好な状態で管理し、適切に使用すること。なお、き損または汚損した場合は、可能な限り原状回復に努めなければならない。

(使用期間)

第9条 「中ウォークン」の意匠使用期間は、一つの行事または企画の開始から終了までとし、最長で1年間とする。この場合において、それを超えて使用しようとする場合は、当該期間の満了日までに第4条の規定による申請を行い、使用承認を受けなければならない。

- 2 「中ウォークン」の着ぐるみの使用期間は、1回の申請につき原則として借受日と返却日を含めて7日以内とする。

(経費等の負担)

第10条 中央区は、この要領による使用申請に要した費用及び使用の実施に係る経費または役務を原則負担しない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、「中ウォークン」の使用に関し必要な事項は、中央区長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 6 年 12 月 16 日から施行する。

別図 1

■イラストデータポーズ

1.ポーズ 	2.笑顔 	3.バストアップ 
4.お辞儀 	5.サッポロスマイルコラボ 	6.ご案内 
7.座る 	8.驚く 	9.悩む 
10.食べる 	11.発見 	12.体操 
13.見上げる 	14.お出かけ① 	15.お出かけ② 
16.交通安全① 	17.交通安全② 	18.ボード 

別図 1

■イラストデータポーズ

19.歩<① 	20.歩<② 	21.春 
22.夏 	23.秋 	24.冬 
25.なるほど 	26.お知らせ① 	27.お知らせ② 
28.説明① 	29.説明② 	30.出発① 
31.出発② 	32.ご挨拶 	33.読書 

別図 1

■イラストデータポーズ

34.振り向く 	35.工事 	36.ゴミ拾い 
37.勉強 	38.料理 	39.あれ？ 
40.応援 	41.運動会 	42.歌う 
43.休憩 	44.カメラ 	45.冬(マフラー・手袋) 
46.スキー 	47.クリスマス 	48.お正月 

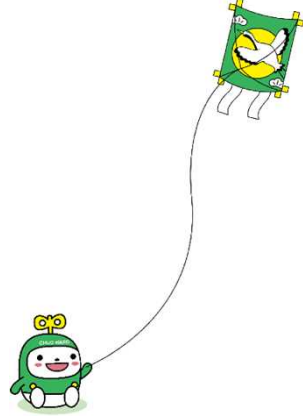
別図 1

■イラストデータポーズ

49.火災予防1 	50.火災予防2 	51.火災予防3 
52.火災予防4 	53.火災予防5 	54.火災予防6 
55.火災予防7 	56.火災予防中ウォーク んカラー1 	57.火災予防中ウォーク んカラー2 
58.火災予防中ウォーク んカラー3 	59.火災予防中ウォーク んカラー4 	60.火災予防中ウォーク んカラー5 
61.火災予防中ウォーク んカラー6 	62.火災予防中ウォーク んカラー7 	63.火災予防中ウォーク んカラー8 

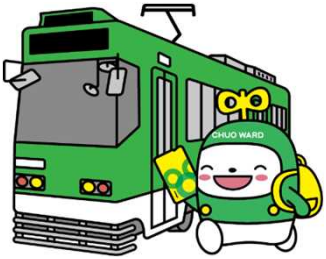
別図 1

■イラストデータポーズ(年賀状2024)

1.年賀状2024 1 	2.年賀状2024 2 	3.年賀状2024 3 
4.年賀状2024 4 	5.年賀状2024 5 	6.年賀状 

別図 1

■イラストデータポーズ

64.お誕生日おめでとう 	65.お祝い 	66.喜び 
67.ハロウィン 	68.問い合わせ 	69.○ 
70.× 	71.引っ越し 	72.雨 
73.歯磨き 	74.手洗い 	75.食べている 
76.市電と中ウォークン 	77.交通系ICカード利用 	78.時計台と中ウォークン 
79.覗きこむ 	80.テレビ塔と中ウォークン 	81.見上げる 

別図 1

■イラストデータポーズ



別図 1

■イラストデータポーズ(クリスマスカード・年賀状2025)

1.クリスマス(リース) 	2.クリスマスカード 	3.年賀状2025 1 
4.年賀状2025 2 	5.年賀状2025 A 	6.年賀状2025 B-1 
7.年賀状2025 B-2 		

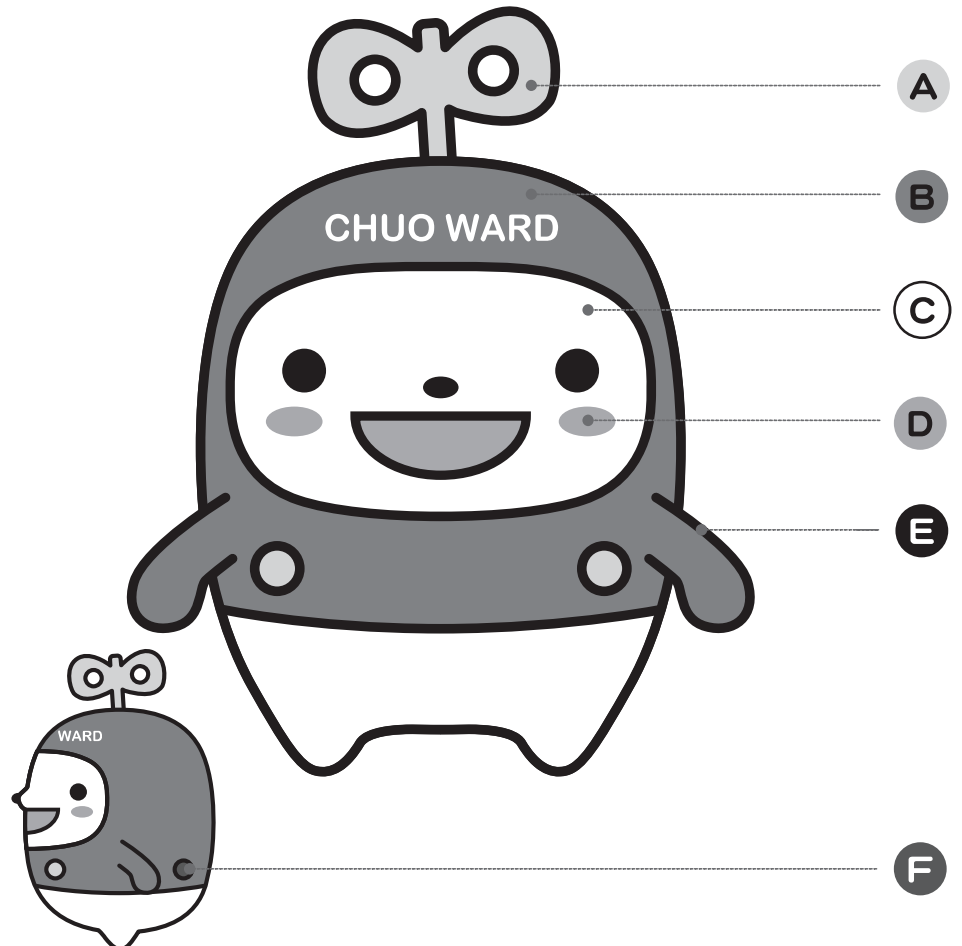
プロセス4色

A	Y100
B	C70+Y80
C	C0+M0+Y0+K0
D	C10+M65+Y30
E	K100
F	M100+Y100



単色アミ指定

A	20%
B	60%
C	0%
D	40%
E	100%
F	80%



別図3

■ 着ぐるみ

〈正面〉



〈背面〉



〈側面〉

